

2026（令和8）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（行政法）出題の趣旨

【設問1】

義務賦課行為である増額更正処分から強制執行行為である差押処分への違法性の承継の有無について問うものである。違法性の承継について判断した最高裁判決として最判平成21年12月17日民集63巻10号2631頁があり、同判決は、東京都建築安全条例による安全認定から建築基準法による建築確認への違法性の承継を認めるにあたって、①安全認定と建築確認が同一の目的を達成するために行われ、安全認定は建築確認と結合して初めてその効果を発揮すること、②安全認定を争うための手続的保障が十分ではないこと、③周辺住民等が安全認定の存在を知っていても建築確認の段階まで争訟を提起しないという判断をすることが不合理といえないこと、という3つの事情を考慮している。同判決の内容を参考にして、増額更正処分から差押処分への違法性の承継の有無について検討することが求められる。

【設問2】

滞納処分に係る法関係は、行政上の法関係のうちの権力関係にあたるが、これに私法たる民法が適用されるか否かについて問うものである。この点につき、最判昭和31年4月24日民集10巻4号417頁は、「滞納者の財産を差し押えた国の地位は、あたかも、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであるから、「滞納処分による差押の関係においても、民法一七七条の適用がある」と判示しており、同判決の内容を踏まえて解答することが求められる。